

※用途地域の確認は、「5階 都市整備室 都市計画担当」にて行って下さい。

【用途地域別建築物高さ制限 早見表】

用途地域 法第48条	絶対高さ制限 法第55条	斜線制限 法第56条			日影制限 法第56条の2、法別表第4 (県建築基準法施行条例第29条)		
		道路斜線 第1項第1号 法別表第3	隣地斜線 第1項第2号	北側斜線 第1項第3号	高さ	規制時間 法別表第4(ニ) (3)-(3)-(2)	
住居系用途地域	第1種低層住居専用地域	10m	1.25△	対象外	5m + 1.25△	1.5m 対象: 軒高7m超え又は 地階除く階数3以上	5時間 / 3時間
	第2種低層住居専用地域						
	第1種中高層住居専用地域	対象外※	1.25△	20m + 1.25△	10m + 1.25△ (日影規制の適用が ある場合を除く)	4m 対象: 建築物高さ10m超	5時間 / 3時間
	第2種中高層住居専用地域						
	第1種住居地域	対象外	1.25△	20m + 1.25△	対象外		
	第2種住居地域						
	準住居地域	対象外	1.25△	20m + 1.25△	対象外		
商業・工業系ほか	近隣商業地域	対象外	1.5△	31m + 2.5△	対象外	対象外	
	商業地域						
	工業地域						
	準工業地域						
	用途未指定地域						

※「田園住居地域」及び「工業専用地域」は本市においては指定しておりません。

※比屋根地区計画内の第1種中高層住居専用地域においては、条例で15mの絶対高さ制限が課されます。

1.25△とは、水平方向1に対する高さの比が1.25の勾配であることを示す。(1.5△は 水平:高さ = 1 : 1.5、2.5△は 水平 : 高さ = 1 : 2.5)